

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年7月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム)
②システムの機能	<p>1. 照会 :国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。</p> <p>2. 申請受付 :減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。</p> <p>3. 賦課資料入力 :所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p>4. 更正決議 :月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。</p> <p>5. 税(料)額試算 :架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。</p> <p>6. 税(料)率試算 :指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。</p> <p>7. 当初賦課処理計算 :本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。</p> <p>8. 各種帳票の出力 :賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成 :国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。</p> <p>10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム・保険料(税)収納システム)、介護保険システム、中間サーバー)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)
②システムの機能	<p>1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理 :保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(給付システム・保険料(税)収納システム)、福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバー)</p>

システム3	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(給付システム)
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)、福祉保健総合システム、中間サーバー)</p>

システム4	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)収納システム)
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を超過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)賦課システム・資格管理) システム・給付システム)、中間サーバー)</p>

システム5	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、 福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム)</p>

システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)
②システムの機能	<p>①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム8	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p><<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム)</p>

システム10	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出 国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. 電子レセプト業務 (1)電子レセプト照会・検索機能 (2)電子レセプト資格点検機能 (3)電子レセプト内容点検機能</p> <p>4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	国保実績報告書作成システム
②システムの機能	<p>①事業実績報告書作成支援機能 ②調整交付金交付申請書作成支援機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

システム12									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム13	
①システムの名称	福祉保健総合システム
②システムの機能	以下の機能は、福祉保健総合システムが有する機能のうち、国民健康保険に関する事務で使用する機能のみ記載している。 1 自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能 自立支援医療(更生医療)認定者の認定履歴、世帯情報、喪失理由等を登録し管理する機能 <<本業務における使用目的>> ・国民健康保険の給付業務において、当該者の自立支援医療(更生医療)の最新認定状況を調査するために自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険システム、申請管理システム)
システム14	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申請管理システム)
システム15	
①システムの名称	預貯金等照会システム
②システムの機能	預貯金等(対象者情報・口座情報等)照会機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国保賦課ファイル・国保資格ファイル・国保給付ファイル・国保収納ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の44の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、41、46、53、56、60、75、79、104、116、117、123、130、140、143、155の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(56、57、58、59の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局医療保険課
②所属長の役職名	福祉健康局医療保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保賦課ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険料の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号):本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報:対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報:国民健康保険料額を算出してこれを基に対象者に対し通知を発行するために保有:国保補助額等を算定するために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険料額を算出するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	福祉健康局医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、税務システム、介護保険システム)	
③使用目的 ※	国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書作成に関する事務の実施のため	
④使用の主体	使用部署	福祉健康局医療保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料額(医療分、支援分、介護分の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する 	
	情報の突合	・国民健康保険料額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
⑥使用開始日	令和5年3月13日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (3) 件	
委託事項1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	
①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	石川県国保連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)

委託事項2～5		
委託事項2		
国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務		
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社石川コンピュータ・センター		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守
委託事項3		
国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務		
①委託内容		
国民健康保険事務処理標準システムと他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (19) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの。
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の60
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の75
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の123
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 ・雇用・労働関係情報: 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	福祉健康局医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、厚生労働省、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構、石川県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため 	
④使用の主体	使用部署	福祉健康局医療保険課、市民課、森本市民センター、金石市民センター、犀川市民センター、安原市民センター、額市民センター、押野市民センター、浅川市民センター、泉野市民センター、元町市民センター、新神田市民センター、駅西市民センター、湊市民センター、本町市民センター、近江町市民センター、健康政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する 	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する
⑥使用開始日	令和5年3月13日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	
①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	石川県国保連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務	
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国保連合会 (石川県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の石川県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (公益社団法人 国民健康保険中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項6～10		
委託事項6	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (4) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の14
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の41
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先15	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先16～20		
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の79
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の104
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先1	市民課	
①法令上の根拠	住民基本台法第7条の10	
②移転先における用途	住民票に国民健康保険の資格得喪年月日を印字するため	
③移転する情報	国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内LAN	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先2	市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共有フォルダ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	毎年1月上旬	

移転先3	福祉政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（共有フォルダ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬	
移転先4	障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（共有フォルダ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬	
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

＜石川県クラウドデータセンターにおける措置＞

- ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号):本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報:対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報:入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するために保有 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付又は原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	福祉健康局医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、健康政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、内閣府) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (石川県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため 	
④使用の主体	使用部署	福祉健康局医療保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <u><選択肢></u> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する 	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のため、被保険者情報と医療保険関係情報、障害者福祉関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。
⑥使用開始日	令和5年3月13日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	
①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	石川県国保連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務	
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守

委託事項3		国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムと他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守
委託事項4		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国保連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の14
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の41
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先15	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先16～20		
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先19	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の104
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保収滞納ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	賦課額情報に基づいた納付義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報(電話番号等): 対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報: 対象者に対し納付書等を発行するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	福祉健康局医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (内閣府) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム))	
③使用目的 ※	納付書等の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施	
④使用の主体	使用部署	福祉健康局医療保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 <p>2. 督促・催告に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。 <p>3. 納付意思がある滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に誓約書を提出させたうえで分割納付を行う。また、申請を基に徴収猶予処理を行う。 <p>4. 納付意思がない滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 <p>5. 納税義務の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務承継通知書を通知する。 	
	情報の突合	(1) 納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。 (2) 納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。
⑥使用開始日	令和5年3月13日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	
①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	石川県国保連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務	
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守

移転先1	市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共有フォルダ)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年1月上旬	
移転先2～5		
移転先2	福祉政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共有フォルダ)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル(国民健康保険事務処理標準システム):(別紙2)参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国保賦課ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<従業者が事務外で使用するリスク> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 	
<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 <p><委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク></p> <p>委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <p><誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><業務システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に利用目的を明記する。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。
- ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。
- ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり
 - ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
 - ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
 - ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>

- ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・委託先に特定個人情報を保管させない。
- ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。

【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】

●特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限（具体的な制限方法）

- ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
- ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
- ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

●特定個人情報ファイルの取扱いの記録（具体的な制限方法）

- ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。
- ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

●特定個人情報の提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)

- ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

●特定個人情報の提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)

- ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

●再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法)

- ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
 - ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること
 - ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
- ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>
 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</p> <p>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。</p> <p>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に利用目的を明記する。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。
- ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。
- ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり
 - ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
 - ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
 - ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>

- ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・委託先に特定個人情報を保管させない。
- ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <p><誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。 特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <業務システムの運用における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 	
10. その他のリスク対策		
<ul style="list-style-type: none"> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国保収滞納ファイル(国民健康保険事務処理標準システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="text-align: center; flex-grow: 1;">十分である</div> <div style="margin-left: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 10px;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	-----------------------	-------------	--------------	-------------

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。
--------	--

その他の措置の内容	-
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>

- ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・委託先に特定個人情報を保管させない。
- ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・国民健康保険事務処理標準システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・必要があれば、本市職員が現地調査する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <p><誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV. 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4-③他のシステムとの接続		市営住宅駐車場管理システムを削除 就園奨励システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 小林 外喜夫	保健局医療保険課長 西川 信一	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク -ユーザー認証の管理 -具体的な管理方法		・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 を追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
平成29年6月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	国保総合システム	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年6月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 (次頁へ続く)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		(前頁から続く) (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出 国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 を追記	事前	
平成29年6月30日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	
平成29年6月30日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 を追記	事前	
平成29年6月30日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		(別紙2) (資格情報世帯基本情報部)以下を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 - 目的外の入手が行われるリスク		<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 を追記	事前	
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 - 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><不適切な方法で入手が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 (次頁へ続く)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 - 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(前頁から続く) <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク - リスクに対する措置の内容		・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 を追記	事前	
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク - ユーザー認証の管理 - 具体的な管理方法		・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ー特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>を追記</p>	事前	
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ー特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 <p>を追記</p>	事前	
平成29年6月30日	Ⅲ. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 ー具体的な方法		<p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p>を追記</p>	事前	
平成30年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 西川 信一	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	保健局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月4日	令和元年6月28日	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和2年6月29日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	-	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務委託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	-	システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		<p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>を追記</p>	事前	
令和2年10月14日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		<p>(前頁から続く)</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>を追記</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 を追記	事前	
令和2年10月14日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー等を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>を追記</p>	事前	
令和2年10月14日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		<p>(前頁から続く)</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p> <p>(ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>を追記</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		(前頁から続く) (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 を追記	事前	
令和2年10月14日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追記	事前	
令和2年10月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	
令和2年10月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 を追記	事前	
令和2年10月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」 全文追記	事前	
令和2年10月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」 全文追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	(別紙2)特定個人情報ファイル記録項目		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法		<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】 ●特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限（具体的な制限方法） ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		（前頁から続く） ●特定個人情報ファイルの取扱いの記録（具体的な制限方法） ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		（前頁から続く） ●特定個人情報の提供ルール（委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法） ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(前頁から続く) ● 特定個人情報の提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法) ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(前頁から続く) ●再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法) ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(前頁から続く) <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 を追記	事前	
令和2年10月14日	Ⅲ. リスク対策 10. その他のリスク対策		<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 を追記	事前	
令和3年6月28日	Ⅰ. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第3項の保険料の賦課に関する事務 <略>	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 <略>	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の43の項 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の43の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和3年6月28日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、41、46、53、56、60、75、79、104、116、117、123、130、140、143、155の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(56、57、58、59の項)	事前	
令和3年6月28日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長	福祉健康局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1号及び別表第1の30の項の規定による ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による 	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1号及び別表第1の43の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による 	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にと当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健局医療保険課 <略>	福祉健康局医療保険課 <略>	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1	番号法第19条第8号 別表第2の1	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の2	番号法第19条第8号 別表第2の2	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の3	番号法第19条第8号 別表第2の3	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の4	番号法第19条第8号 別表第2の4	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の5	番号法第19条第8号 別表第2の5	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の9	番号法第19条第8号 別表第2の11	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の12	番号法第19条第8号 別表第2の14	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の15	番号法第19条第8号 別表第2の17	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17	番号法第19条第8号 別表第2の24	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の22	番号法第19条第8号 別表第2の33	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26	番号法第19条第8号 別表第2の37	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27	番号法第19条第8号 別表第2の38	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30	番号法第19条第8号 別表第2の41	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の33	番号法第19条第8号 別表第2の46	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の39	番号法第19条第8号 別表第2の53	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42	番号法第19条第8号 別表第2の56	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の46	番号法第19条第8号 別表第2の60	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の58	番号法第19条第8号 別表第2の75	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62	番号法第19条第8号 別表第2の79	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80	番号法第19条第8号 別表第2の104	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87	番号法第19条第8号 別表第2の116	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の88	番号法第19条第8号 別表第2の117	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の93	番号法第19条第8号 別表第2の123	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の97	番号法第19条第8号 別表第2の130	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106	番号法第19条第8号 別表第2の140	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の109	番号法第19条第8号 別表第2の143	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の120	番号法第19条第8号 別表第2の155	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅳ. 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健局医療保険課 電話 076-220-2255	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月30日	Ⅰ. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の30の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の43の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和3年9月30日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム) 全文追記	事前	
令和3年9月30日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム) 全文追記	事前	
令和3年9月30日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		国民健康保険事務処理標準システム(給付システム) 全文追記	事前	

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険税課課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型預備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡長期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽減所得額、116.長期軽減差引額、117.長期軽減特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.減額判定用年金雑所得額、127.山林特別控除額、128.繰り越し損失額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雑損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控除配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148.配対有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.雑損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人70歳以上該当非該当フラグ、190.寡たきり65歳以上該当非該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条文ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.旧国保被保険者フラグ0、221.旧被扶養者フラグ0、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険証番号内連番0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当非該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラグ0、250.介護資格有無フラグ0、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被保険者フラグ1、256.旧被扶養者フラグ1、257.失業者該当非該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ1、260.介護資格有無フラグ1、261.国保退職有無フラグ1、262.世帯区分1、263.取得異動年月日1、264.保険証番号内連番1、265.旧国保被保険者フラグ1、266.旧被扶養者フラグ1、267.失業者該当非該当フラグ1、268.有効フラグ1、269.資格有無フラグ1、270.介護資格有無フラグ1、271.国保退職有無フラグ2、272.世帯区分2、273.取得異動年月日2、274.保険証番号内連番2、275.旧国保被保険者フラグ2、276.旧被扶養者フラグ2、277.失業者該当非該当フラグ2、278.有効フラグ2、279.資格有無フラグ2、280.介護資格有無フラグ2、281.国保退職有無フラグ2、282.世帯区分2、283.取得異動年月日2、284.保険証番号内連番2、285.旧国保被保険者フラグ2、286.旧被扶養者フラグ2、287.失業者該当非該当フラグ2、288.有効フラグ2、289.資格有無フラグ2、290.介護資格有無フラグ2、291.国保退職有無フラグ2、292.世帯区分2、293.取得異動年月日2、294.保険証番号内連番2、295.旧国保被保険者フラグ2、296.旧被扶養者フラグ2、297.失業者該当非該当フラグ2、298.有効フラグ2、299.資格有無フラグ2、300.介護資格有無フラグ2、301.国保退職有無フラグ3、302.世帯区分3、303.取得異動年月日3、304.保険証番号内連番3、305.旧国保被保険者フラグ3、306.旧被扶養者フラグ3、307.失業者該当非該当フラグ3、308.有効フラグ3、309.資格有無フラグ3、310.介護資格有無フラグ3、311.国保退職有無フラグ3、312.世帯区分3、313.取得異動年月日3、314.保険証番号内連番3、315.旧国保被保険者フラグ3、316.旧被扶養者フラグ3、317.失業者該当非該当フラグ3、318.有効フラグ3、319.資格有無フラグ3、320.介護資格有無フラグ3、321.国保退職有無フラグ4、322.世帯区分4、323.取得異動年月日4、324.保険証番号内連番4、325.旧国保被保険者フラグ4、326.旧被扶養者フラグ4、327.失業者該当非該当フラグ4、328.有効フラグ4、329.資格有無フラグ4、330.介護資格有無フラグ4、331.国保退職有無フラグ4、332.世帯区分4、333.取得異動年月日4、334.保険証番号内連番4、335.旧国保被保険者フラグ4、336.旧被扶養者フラグ4、337.失業者該当非該当フラグ4、338.有効フラグ4、339.資格有無フラグ4、340.介護資格有無フラグ4、341.国保退職有無フラグ4、342.世帯区分4、343.取得異動年月日4、344.保険証番号内連番4、345.旧国保被保険者フラグ4、346.旧被扶養者フラグ4、347.失業者該当非該当フラグ4、348.有効フラグ4、349.資格有無フラグ4、350.介護資格有無フラグ4、351.国保退職有無フラグ5、352.世帯区分5、353.取得異動年月日5、354.保険証番号内連番5、355.旧国保被保険者フラグ5、356.旧被扶養者フラグ5、357.失業者該当非該当フラグ5、358.有効フラグ5、359.資格有無フラグ5、360.介護資格有無フラグ5、361.国保退職有無フラグ5、362.世帯区分5、363.取得異動年月日5、364.保険証番号内連番5、365.旧国保被保険者フラグ5、366.旧被扶養者フラグ5、367.失業者該当非該当フラグ5、368.有効フラグ5、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職単身平等割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当ワグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インテック、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月日、476.軽減2割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額出額、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免出額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.単身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当ワグ0、559.旧国保被保数0、560.賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当ワグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当ワグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分コード1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.単身世帯軽減区分1、587.軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当ワグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課期日未申告該当非該当ワグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、607.老人世帯該当非該当ワグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.単身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当ワグ2、619.旧国保被保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当ワグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当ワグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.単身世帯軽減区分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当ワグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、657.賦課期日未申告該当非該当ワグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資産額3、667.老人世帯該当非該当ワグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、672.被保数4、673.国保退職区分コード4、674.退職被保数4、675.軽減区分4、676.単身世帯軽減区分4、677.軽減区分失業前4、678.未申告該当非該当ワグ4、679.旧国保被保数4、680.賦課期日4、681.賦課期日被保数4、682.賦課期日旧国保被保数4、683.賦課期日合計所得額4、684.賦課期日合計所得額激変4、685.賦課期日所得合計失業後4、686.賦課期日合計激変失業後4、687.賦課期日未申告該当非該当ワグ4、688.賦課期日世帯区分4、689.旧被扶養者数4、690.個人減免種別コード4、691.個人減免被保数4、692.個人減免退職被保数4、693.介護個人減免被保数4、694.介護個人減免退職被保数4、695.個人減免判定用所得額4、696.個人減免判定用資産額4、697.老人世帯該当非該当ワグ4、698.介護区分4、699.介護被保数4、700.介護退職区分4、701.介護退職被保数4、702.被保数5、703.国保退職区分コード5、704.退職被保数5、705.軽減区分5、706.単身世帯軽減区分5、707.軽減区分失業前5、708.未申告該当非該当ワグ5、709.旧国保被保数5、710.賦課期日5、711.賦課期日被保数5、712.賦課期日旧国保被保数5、713.賦課期日合計所得額5、714.賦課期日合計所得額激変5、715.賦課期日所得合計失業後5、716.賦課期日合計激変失業後5、717.賦課期日未申告該当非該当ワグ5、718.賦課期日世帯区分5、719.旧被扶養者数5、720.個人減免種別コード5、721.個人減免被保数5、722.個人減免退職被保数5、723.介護個人減免被保数5、724.介護個人減免退職被保数5、725.個人減免判定用所得額5、726.個人減免判定用資産額5、727.老人世帯該当非該当ワグ5、728.介護区分5、729.介護被保数5、730.介護退職区分5、731.介護退職被保数5、732.被保数6、733.国保退職区分コード6、734.退職被保数6、735.軽減区分6、736.単身世帯軽減区分6、737.軽減区分失業前6、738.未申告該当非該当ワグ6、739.旧国保被保数6、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

740.賦課期日6、741.賦課期日被保数6、742.賦課期日旧国保被保数6、743.賦課期日合計所得額6、744.賦課期日合計所得額激変6、745.賦課期日所得合計失業後6、746.賦課期日合計激変失業後6、747.賦課期日未申告該当非該当フワグ6、748.賦課期日世帯区分6、749.旧被扶養者数6、750.個人減免種別コード6、751.個人減免被保数6、752.個人減免退職被保数6、753.介護個人減免被保数6、754.介護個人減免退職被保数6、755.個人減免判定用所得額6、756.個人減免判定用資産額6、757.老人世帯該当非該当フワグ6、758.介護区分6、759.介護被保数6、760.介護退職区分6、761.介護退職被保数6、762.被保数7、763.国保退職区分コード7、764.退職被保数7、765.軽減区分7、766.単身世帯軽減区分7、767.軽減区分失業前7、768.未申告該当非該当フワグ7、769.旧国保被保数7、770.賦課期日7、771.賦課期日被保数7、772.賦課期日旧国保被保数7、773.賦課期日合計所得額7、774.賦課期日合計所得額激変7、775.賦課期日所得合計失業後7、776.賦課期日合計激変失業後7、777.賦課期日未申告該当非該当フワグ7、778.賦課期日世帯区分7、779.旧被扶養者数7、780.個人減免種別コード7、781.個人減免被保数7、782.個人減免退職被保数7、783.介護個人減免被保数7、784.介護個人減免退職被保数7、785.個人減免判定用所得額7、786.個人減免判定用資産額7、787.老人世帯該当非該当フワグ7、788.介護区分7、789.介護被保数7、790.介護退職区分7、791.介護退職被保数7、792.被保数8、793.国保退職区分コード8、794.退職被保数8、795.軽減区分8、796.単身世帯軽減区分8、797.軽減区分失業前8、798.未申告該当非該当フワグ8、799.旧国保被保数8、800.賦課期日8、801.賦課期日被保数8、802.賦課期日旧国保被保数8、803.賦課期日合計所得額8、804.賦課期日合計所得額激変8、805.賦課期日所得合計失業後8、806.賦課期日合計激変失業後8、807.賦課期日未申告該当非該当フワグ8、808.賦課期日世帯区分8、809.旧被扶養者数8、810.個人減免種別コード8、811.個人減免被保数8、812.個人減免退職被保数8、813.介護個人減免被保数8、814.介護個人減免退職被保数8、815.個人減免判定用所得額8、816.個人減免判定用資産額8、817.老人世帯該当非該当フワグ8、818.介護区分8、819.介護被保数8、820.介護退職区分コード8、821.介護退職被保数8、822.被保数9、823.国保退職区分コード9、824.退職被保数9、825.軽減区分9、826.単身世帯軽減区分9、827.軽減区分失業前9、828.未申告該当非該当フワグ9、829.旧国保被保数9、830.賦課期日9、831.賦課期日被保数9、832.賦課期日旧国保被保数9、833.賦課期日合計所得額9、834.賦課期日合計所得額激変9、835.賦課期日所得合計失業後9、836.賦課期日合計激変失業後9、837.賦課期日未申告該当非該当フワグ9、838.賦課期日世帯区分9、839.旧被扶養者数9、840.個人減免種別コード9、841.個人減免被保数9、842.個人減免退職被保数9、843.介護個人減免被保数9、844.介護個人減免退職被保数9、845.個人減免判定用所得額9、846.個人減免判定用資産額9、847.老人世帯該当非該当フワグ9、848.介護区分9、849.介護被保数9、850.介護退職区分9、851.介護退職被保数9、852.被保数10、853.国保退職区分コード10、854.退職被保数10、855.軽減区分10、856.単身世帯軽減区分10、857.軽減区分失業前10、858.未申告該当非該当フワグ10、859.旧国保被保数10、860.賦課期日10、861.賦課期日被保数10、862.賦課期日旧国保被保数10、863.賦課期日合計所得額10、864.賦課期日合計所得額激変10、865.賦課期日所得合計失業後10、866.賦課期日合計激変失業後10、867.賦課期日未申告該当非該当フワグ10、868.賦課期日世帯区分10、869.旧被扶養者数10、870.個人減免種別コード10、871.個人減免被保数10、872.個人減免退職被保数10、873.介護個人減免被保数10、874.介護個人減免退職被保数10、875.個人減免判定用所得額10、876.個人減免判定用資産額10、877.老人世帯該当非該当フワグ10、878.介護区分10、879.介護被保数10、880.介護退職区分10、881.介護退職被保数10、882.被保数11、883.国保退職区分コード11、884.退職被保数11、885.軽減区分11、886.単身世帯軽減区分11、887.軽減区分失業前11、888.未申告該当非該当フワグ11、889.旧国保被保数11、890.賦課期日11、891.賦課期日被保数11、892.賦課期日旧国保被保数11、893.賦課期日合計所得額11、894.賦課期日合計所得額激変11、895.賦課期日所得合計失業後11、896.賦課期日合計激変失業後11、897.賦課期日未申告該当非該当フワグ11、898.賦課期日世帯区分11、899.旧被扶養者数11、900.個人減免種別コード11、901.個人減免被保数11、902.個人減免退職被保数11、903.介護個人減免被保数11、904.介護個人減免退職被保数11、905.個人減免判定用所得額11、906.個人減免判定用資産額11、907.老人世帯該当非該当フワグ11、908.介護区分11、909.介護被保数11、910.介護退職区分11、911.介護退職被保数11、912.被保数12、913.国保退職区分コード12、914.退職被保数12、915.軽減区分12、916.単身世帯軽減区分12、917.軽減区分失業前12、918.未申告該当非該当フワグ12、919.旧国保被保数12、920.賦課期日12、921.賦課期日被保数12、922.賦課期日旧国保被保数12、923.賦課期日合計所得額12、924.賦課期日合計所得額激変12、925.賦課期日所得合計失業後12、926.賦課期日合計激変失業後12、927.賦課期日未申告該当非該当フワグ12、928.賦課期日世帯区分12、929.旧被扶養者数12、930.個人減免種別コード12、931.個人減免被保数12、932.個人減免退職被保数12、933.介護個人減免被保数12、934.介護個人減免退職被保数12、935.個人減免判定用所得額12、936.個人減免判定用資産額12、937.老人世帯該当非該当フワグ12、938.介護区分12、939.介護被保数12、940.介護退職区分12、941.介護退職被保数12、942.期別01期調定額、943.期別02期調定額、944.期別03期調定額、945.期別04期調定額、946.期別05期調定額、947.期別06期調定額、948.期別07期調定額、949.期別08期調定額、950.期別09期調定額、951.期別10期調定額、952.期別11期調定額、953.期別12期調定額、954.期別13期調定額、955.期別14期調定額、956.期別15期調定額、957.期別16期調定額、958.期別17期調定額、959.期別18期調定額、960.期別19期調定額、961.期別20期調定額、962.退職01期期別調定額、963.退職02期期別調定額、964.退職03期期別調定額、965.退職04期期別調定額、966.退職05期期別調定額、967.退職06期期別調定額、968.退職07期期別調定額、969.退職08期期別調定額、970.退職09期期別調定額、971.退職10期期別調定額、972.退職11期期別調定額、973.退職12期期別調定額、974.退職13期期別調定額、975.退職14期期別調定額、976.退職15期期別調定額、977.退職16期期別調定額、978.退職17期期別調定額、979.退職18期期別調定額、980.退職19期期別調定額、981.退職20期期別調定額、982.期別特01期調定額、983.期別特02期調定額、984.期別特03期調定額、985.期別特04期調定額、986.期別特05期調定額、987.期別特06期調定額、988.期別特07期調定額、989.期別特08期調定額、990.期別特09期調定額、991.退職特01期期別調定額、992.退職特02期期別調定額、993.退職特03期期別調定額、994.退職特04期期別調定額、995.退職特05期期別調定額、996.退職特06期期別調定額、997.退職特07期期別調定額、998.退職特08期期別調定額、999.退職特09期期別調定額、1000.徴収区分資格判定結果、1001.徴収区分2分の1判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、1005.徴収区分備考、1006.特徴開始月、1007.特徴開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額1、1011.国保引落額2、1012.国保引落端数額、1013.医療引落額1、1014.医療引落額2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額1、1017.介護引落額2、1018.介護引落端数額、1019.支援金引落額1、1020.支援金引落額2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額1、1023.医療退職引落額2、1024.医療退職引落端数額、1025.介護退職引落額1、1026.介護退職引落額2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額1、1029.支援金退職引落額2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フワグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フワグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特別徴収義務者コード、1039.義務者名称、1040.年度代替フワグ、1041.氏名漢字、1042.氏名カナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フワグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フワグ、1049.世帯番号、1050.世帯主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所番方書、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コード、1055.前住所番方書、1056.前住所郵便番号、1057.発行日、1058.発行フワグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所番方書、1063.郡名、1064.市町村名称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考_255、1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フラグ、1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特例終了届出年月日、1097.介護2号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フラグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反映04月期数、1103.医療分合計04月期別税額、1104.医療分退職04月期別税額、1105.介護分合計04月期別税額、1106.介護分退職04月期別税額、1107.支援金分合計04月期別税額、1108.支援金分退職04月期別税額、1109.収納反映05月期数、1110.医療分合計05月期別税額、1111.医療分退職05月期別税額、1112.介護分合計05月期別税額、1113.介護分退職05月期別税額、1114.支援金分合計05月期別税額、1115.支援金分退職05月期別税額、1116.収納反映06月期数、1117.医療分合計06月期別税額、1118.医療分退職06月期別税額、1119.介護分合計06月期別税額、1120.介護分退職06月期別税額、1121.支援金分合計06月期別税額、1122.支援金分退職06月期別税額、1123.収納反映07月期数、1124.医療分合計07月期別税額、1125.医療分退職07月期別税額、1126.介護分合計07月期別税額、1127.介護分退職07月期別税額、1128.支援金分合計07月期別税額、1129.支援金分退職07月期別税額、1130.収納反映08月期数、1131.医療分合計08月期別税額、1132.医療分退職08月期別税額、1133.介護分合計08月期別税額、1134.介護分退職08月期別税額、1135.支援金分合計08月期別税額、1136.支援金分退職08月期別税額、1137.収納反映09月期数、1138.医療分合計09月期別税額、1139.医療分退職09月期別税額、1140.介護分合計09月期別税額、1141.介護分退職09月期別税額、1142.支援金分合計09月期別税額、1143.支援金分退職09月期別税額、1144.収納反映10月期数、1145.医療分合計10月期別税額、1146.医療分退職10月期別税額、1147.介護分合計10月期別税額、1148.介護分退職10月期別税額、1149.支援金分合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラグ08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラグ02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、1229.均等割減免該当フラグ12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ01、1235.所得割減免該当フラグ02、1236.所得割減免該当フラグ03、1237.所得割減免該当フラグ04、1238.所得割減免該当フラグ05、1239.所得割減免該当フラグ06、1240.所得割減免該当フラグ07、1241.所得割減免該当フラグ08、1242.所得割減免該当フラグ09、1243.所得割減免該当フラグ10、1244.所得割減免該当フラグ11、1245.所得割減免該当フラグ12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ01、1251.資産割減免該当フラグ02、1252.資産割減免該当フラグ03、1253.資産割減免該当フラグ04、1254.資産割減免該当フラグ05、1255.資産割減免該当フラグ06、1256.資産割減免該当フラグ07、1257.資産割減免該当フラグ08、1258.資産割減免該当フラグ09、1259.資産割減免該当フラグ10、1260.資産割減免該当フラグ11、1261.資産割減免該当フラグ12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.レコード区分、1277.年金特徴予備1、1278.年金特徴予備2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日年月年金特徴、1281.生年月日日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナソフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字ソフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナソフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字ソフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額1、1299.年金特徴金額2、1300.年金特徴金額3、1301.年金特徴予備3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所地特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険資格ファイル
1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合フラグ、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付処理年月日、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保区分、128.短期証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人判定所得額、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得階区分、180.所得階取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達予定フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206.負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税区分09、247.課税区分10、248.課税区分11、249.課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所地方番、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所地方番、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所地番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保階フラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.サブ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割ハターン番号、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽減所得額、392.長期軽減差引額、393.長期軽減特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

400.株式譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛売却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.最高所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得税総所得金額、444.所得税合計所得金額、445.所得税総所得金額等、446.総所得損通所得額、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽減損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等雑損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式譲渡損通所得額、459.商品先物取引損通所得額、460.退職損通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得税長期一般損通所得額、467.所得税長期特定損通所得額、468.所得税長期軽減損通所得額、469.所得税長期特別損通所得額、470.所得税土地等雑損通所得額、471.所得税超短期損通所得額、472.所得税株式譲渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得税退職損通所得額、476.雑損控除額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482.生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除額、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除額、493.控除対象コード、494.配偶者区分、495.配付有無区分777、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年者該当コード、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本専区分、514.配専区分、515.青色専従該当人数、516.白色専従該当人数、517.専従者控除額、518.繰越損失額、519.純損失額、520.譲渡繰越損失額、521.雑損失額、522.特定株式損失額、523.当年純損失額、524.当年譲渡繰越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528.前譲渡繰越損失額、529.前雑損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々譲渡繰越損失額、533.前々雑損失額、534.前々特定株式損失額、535.株式所得税額、536.所得税短期一般課税額、537.所得税短期軽減課税額、538.所得税長期一般課税額、539.所得税長期特定課税額、540.所得税長期軽減課税額、541.所得税長期特別課税額、542.所得税土地等雑課税額、543.所得税超短期課税額、544.所得税株式課税額、545.所得税商品先物取引課税額、546.所得税山林課税額、547.所得税退職課税額、548.総所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽減所得税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得税額、559.山林所得税額、560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、564.定率控除前所得税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税額、570.所得税額、571.所得税額チャック額、572.総所得課税額、573.短期一般課税額、574.短期軽減課税額、575.長期一般課税額、576.長期特定課税額、577.長期軽減課税額、578.長期特別課税額、579.土地等雑課税額、580.超短期課税額、581.株式課税額、582.商品先物取引課税額、583.山林課税額、584.退職課税額、585.市町村総所得所得割額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽減所得割額、591.市町村長期特別所得割額、592.市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品先物取引所得割額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、603.市町村定率控除額、604.市町村免稅額、605.市町村所得割額、606.市町村端数切捨所得割額、607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村市民税額、610.都道府県総所得所得割額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所得割額、615.都道府県長期軽減所得割額、616.都道府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期所得割額、619.都道府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府県退職所得割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免稅額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県特別減税前所得割額、633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県市民税額、636.所得割非課税額、637.均等割非課税額、638.年税額、639.市町村所得割減免額、640.市町村均等割減免額、641.都道府県所得割減免額、642.都道府県均等割減免額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、650.予備項目3、651.予備項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株式譲渡所得額、656.株式譲渡額、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所得額、659.株式上場課税額、660.所得税株式上場課税額、661.肉牛軽減課税額、662.市町村株式上場所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割額、665.都道府県肉牛軽減所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取引損失額、670.当年先物取引損失額、671.前年先物取引損失額、672.前々先物取引損失額、673.配当割控除額、674.株式譲渡割控除額、675.市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定譲渡所得額、679.居住用特定損失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村65歳以上の特例控除額、683.都道府県65歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688.市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率市町村山林、694.標準税率市町村退職、695.標準税率市町村算出所得、696.標準税率市町村調整額、697.標準税率定率控除前市町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割、699.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県総所得、704.標準税率都道府県山林、705.標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税源移譲減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正日、724.入力部署名、725.優先区分、726.繰越損失軽減純損失額、727.繰越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控除配扶養合計人数、730.老配老人扶養合計人数、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課税額、735.山林純損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出年月日、741.適用終了事由由国保異動事由

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 国民健康保険給付ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座座止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レセプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レセプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レセプト管理番号、63.レセプトデータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハ医科フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪問フラグ、180.管理療養費訪問フラグ、181.寝たきり老人在診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.プライム表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来貸付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対象額、251.高齢世帯限度額、252.高齢世帯高額、253.高齢世帯貸付額、254.高齢世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、257.世帯高額、258.世帯貸付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算貸付額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.貸付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番号、271.貸付管理番号、272.貸付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払貸付区分、281.仮受フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レセプト取込対象フラグ、285.レセプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口分支払管理番号、304.個人口座分支払管理番号、305.受領委任分支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩介助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラグ、358.支払額、359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先医療機関県コード、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.税目コード、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優先区分、379.備考160、380.ソート順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正生年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正中特例該当コード、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399.過誤修正区分、400.過誤事由コード、401.レセプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤再審査コード、408.過誤再審査事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413.支給申請区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419.取下年月日、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世帯所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保保険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保被保険者氏名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期被保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載被保険者番号、444.介護被保険者番号、445.介護被保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢字、451.口座名義人カナ、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01被保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歴02被保険者名、458.加入歴02加入開始年月日、459.加入歴02加入終了年月日、460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歴03被保険者名、462.加入歴03加入開始年月日、463.加入歴03加入終了年月日、464.自己負担額証明書整理番号03、465.加入歴04被保険者名、466.加入歴04加入開始年月日、467.加入歴04加入終了年月日、468.自己負担額証明書整理番号04、469.加入歴05被保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書整理番号05、473.加入歴06被保険者名、474.加入歴06加入開始年月日、475.加入歴06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番号06、477.加入歴07被保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、481.加入歴08被保険者名、482.加入歴08加入開始年月日、483.加入歴08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入歴09被保険者名、486.加入歴09加入開始年月日、487.加入歴09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歴10被保険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.被保険者加入履歴情報備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.被保険者名称、500.被保険者氏名漢字、501.突合用後期被保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保被保険者番号、504.突合用国保被保険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531.対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額1、534.対象年度08月高額支給額2、535.対象年度08月摘要、536.対象年度09月自己負担額1、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.対象年度01月自己負担額1、557.対象年度01月自己負担額2、558.対象年度01月高額支給額1、559.対象年度01月高額支給額2、560.対象年度01月摘要、561.対象年度02月自己負担額1、562.対象年度02月自己負担額2、563.対象年度02月高額支給額1、564.対象年度02月高額支給額2、565.対象年度02月摘要、566.対象年度03月自己負担額1、567.対象年度03月自己負担額2、568.対象年度03月高額支給額1、569.対象年度03月高額支給額2、570.対象年度03月摘要、571.対象年度04月自己負担額1、572.対象年度04月自己負担額2、573.対象年度04月高額支給額1、574.対象年度04月高額支給額2、575.対象年度04月摘要、576.対象年度05月自己負担額1、577.対象年度05月自己負担額2、578.対象年度05月高額支給額1、579.対象年度05月高額支給額2、580.対象年度05月摘要、581.対象年度06月自己負担額1、582.対象年度06月自己負担額2、583.対象年度06月高額支給額1、584.対象年度06月高額支給額2、585.対象年度06月摘要、586.対象年度07月自己負担額1、587.対象年度07月自己負担額2、588.対象年度07月高額支給額1、589.対象年度07月高額支給額2、590.対象年度07月摘要、591.宛先氏名漢字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月日、620.被害者個人番号、621.処理状況コード、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.戻入区分、628.事故発生日時、629.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.加害者氏名カナ、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番号、647.加害者との関係、648.転医先医療機関県コード、649.転医先医療機関点数区分、650.転医先医療機関番号、651.自賠責保険有無フラグ、652.自賠責保険会社名、653.自賠責保険会社支店名、654.自賠責保険会社課名、655.自賠責保険会社担当者名、656.自賠責保険会社電話番号、657.自賠責保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意保険会社課名、662.任意保険会社担当者名、663.任意保険会社電話番号、664.任意保険証明書番号、665.連合会整理番号、666.連合会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事被保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、700.公費食事被保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コード、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出年月日、707.戻入区分、708.納期限、709.領収日、710.収納日、711.納付書発行日、712.通知書発行年月日、713.督促発行年月日、714.催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国保異動区分、721.取得異動年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区分、726.喪失時効年月日、727.続柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コンピュータ名、736.保険証番号結合ユーザ名、737.個人番号結合処理年月日、738.個人番号結合コンピュータ名、739.個人番号結合ユーザ名、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分、742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751.国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番号、757.本人との続柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

770.課税区分12、771.負担区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コード、790.判定事由該当年月日、791.適用年月日、792.国保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税区分コード、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得データ区分、808.所得データ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病認定区分

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 国民健康保険取滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用するシステム		国民健康保険事務処理標準システム（保険料（税）収納システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用するシステム システム6（番号連携システム） ③他システムとの接続		国民健康保険事務処理標準システム を追加	事前	
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用するシステム システム6（番号連携システム） ③他システムとの接続		子ども・子育て支援システム を追加	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7（中間サーバー） ③他システムとの接続		国民健康保険事務処理標準システムを追加	事前	
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9（既存住民基本台帳システム） ③他システムとの接続		国民健康保険事務処理標準システムを追加	事前	
令和3年9月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9（既存住民基本台帳システム） ③他システムとの接続		ダウンリカバリシステムを削除 子ども・子育て支援システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月30日	1. 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム） 国保賦課ファイル・国保資格ファイル・国保給付ファイル・国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	II. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム）	事前	
令和3年9月30日	II. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル名		国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	II. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル名		国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	II. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル名		国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	II. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル名		国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	（別紙2）参照	国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム）：（別紙2）参照 国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）：（別紙3）参照	事前	
令和3年9月30日	III. リスク対策 1. 特定個人情報情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム）	事前	
令和3年9月30日	III. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	（※2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	Ⅲ. リスク対策 1. 特定個人情報情報ファイル名		国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	Ⅲ. リスク対策 1. 特定個人情報情報ファイル名		国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	Ⅲ. リスク対策 1. 特定個人情報情報ファイル名		国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和3年9月30日	Ⅲ. リスク対策 1. 特定個人情報情報ファイル名		国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 全文追記	事前	
令和4年6月28日	Ⅰ. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の43の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9-③他のシステムとの接続		市税滞納管理システム削除 就園奨励システム削除	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14		サービス検索・電子申請機能を追記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	1. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の43の項 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の43の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の44の項 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の44の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1号及び別表第1の43の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による 	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1号及び別表第1の44の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（2） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	令和3年10月以降予定	令和3年10月1日	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（3） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	令和3年10月以降予定	令和3年10月1日	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（4） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	令和3年10月以降予定	令和3年10月1日	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（5） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	令和3年10月以降予定	令和3年10月1日	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等（厚生労働省、日本年金機構）	行政機関・独立行政法人等（厚生労働省、日本年金機構、内閣府）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（3） 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等（医療保険者、厚生労働省）	行政機関・独立行政法人等（医療保険者、厚生労働省、日本年金機構）	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（4） 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等（医療保険者）	行政機関・独立行政法人等（医療保険者、内閣府）	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（5） 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		行政機関・独立行政法人等（内閣府）を追加	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（庁内LAN）	その他（庁内LAN、サービス検索・電子申請機能）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（3） 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、国民健康保険システム）	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、国民健康保険システム、サービス検索・電子申請機能）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（4） 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、国民健康保険システム）	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、国民健康保険システム、サービス検索・電子申請機能）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略>	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略> <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（2） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略>	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略>	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（3） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略>	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 <略> <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（4） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置></p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p><略></p>	<p><本市における措置></p> <p>①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p><略></p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要（5） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置></p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p><略></p>	<p><本市における措置></p> <p>①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p><略></p>	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入 手を除く。） リスクに対する措置の内容	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能において は、マニュアルやweb上で、個人番号の 提出が必要な者の要件を明示、周知し、本 人以外の情報の入手を防止する。また、電 子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、 異なる手続に係る申請や不要な情報を送信 してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（3） 2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネット ワークシステムを通じた入 手を除く。） リスクに対する措置の内容	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能において は、マニュアルやweb上で、個人番号の 提出が必要な者の要件を明示、周知し、本 人以外の情報の入手を防止する。また、電 子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、 異なる手続に係る申請や不要な情報を送信 してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（4） 2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネット ワークシステムを通じた入 手を除く。） リスクに対する措置の内容	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能において は、マニュアルやweb上で、個人番号の 提出が必要な者の要件を明示、周知し、本 人以外の情報の入手を防止する。また、電 子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、 異なる手続に係る申請や不要な情報を送信 してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	<p>III. リスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入 手を除く。）</p> <p>特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネット ワークシステムを通じた入 手を除く。）におけるその 他のリスク及びそのリスク に対する措置</p>	<略>	<p><略></p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘 導において市民に何の手続を探し電子申請 を行いたいのか理解してもらいながら操作 をしていただき、たどり着いた申請フォー ムが何のサービスにつながるものか明示す ることで、市民に過剰な負担をかけること なく電子申請を実施いただけるよう措置を 講じている。</p> <p><略></p> <p>・サービス検索・電子申請機能への個人番 号の入力時には、チェックデジット等の機 能により、不正確な個人番号が入力されな いようにしている。また、個人番号カード 内の記憶領域に格納された個人番号を申請 フォームに自動転記を行うことにより、不 正確な個人番号の入力を抑止する措置を講 じている。</p> <p><略></p> <p>・サービス検索・電子申請機能と本市との 間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信 を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 が起これないようにしている。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	<p>III. リスク対策（3） 2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<略>	<p><略> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	III. リスク対策（4） 2. 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手 保管場所（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスク に対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるのか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起これないようにしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	III. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	III. リスク対策（3） 2. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	III. リスク対策（4） 2. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	III. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <略> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	III. リスク対策（3） 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <略> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	III. リスク対策（4） 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <略> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	III. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 <略>	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市の間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（２） ７. 特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は指紋認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は生体認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（３） ７. 特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は指紋認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は生体認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との 間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信 を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 が起こらないようにしている。 	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（４） ７. 特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は指紋認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所について、本市の場合 は生体認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との 間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信 を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 が起こらないようにしている。 	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策（５） ７. 特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所について、本市の場合 は指紋認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	・サーバー設置場所について、本市の場合 は生体認証装置、石川県クラウドデータセ ンターの場合はカード認証装置及び静脈認 証装置を設置し、あらかじめ許可された者 のみが入室できる。 <略>	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	１. 基本情報 ２. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム		国民健康保険システム 全文削除	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	１. 基本情報 ２. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム		福祉保健総合システム 全文追加	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため
令和5年7月7日	１. 基本情報 ２. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム５（番号連携シ ステム） システム８（既存住民基 本台帳システム） ③他システムとの接続		国民健康保険システム 削除	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要		国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム）の削除	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		国民健康保険システム 削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	令和5年3月1日	令和5年3月13日	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド構築業務	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ①委託内容	石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを石川県クラウドデータセンターに構築する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの構築を含む）。	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）。	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの構築 （石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの構築を含む）	国民健康保険事務処理標準システムの保守 （石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2		国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 国保収納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3		国民健康保険事務処理標準システム連携等 保守業務 追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4		資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 6		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4		高額該当回数を引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務 追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	(別添1) ファイル記録項目	国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム）：（別紙2）参照 国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）：（別紙3）参照	国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）：（別紙2）参照	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅲ. リスク対策		国民健康保険情報ファイル（国民健康保険システム） 削除	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	<p>Ⅲ. リスク対策</p> <p>国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><入手した特定個人情報が不正確であるリスク></p> <p>・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>	<p><入手した特定個人情報が不正確であるリスク></p> <p>・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>提供先8</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>提供先12</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先12 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	<p>Ⅲ. リスク対策</p> <p>国保賦課ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>国保資格ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>国保給付ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>国保収納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム）</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	発生あり	<p>発生なし</p> <p>* 上記変更に伴い、その内容及び再発防止策の内容削除</p>	事後	
令和5年7月7日	<p>Ⅰ 基本情報</p> <p>システム 1</p> <p>国民健康保険事務処理標準システム（保険料賦課システム）</p> <p>③他システムとの接続</p>		介護保険システム、中間サーバーの追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 システム 2 国民健康保険事務処理標準システム（資格管理システム） ③他システムとの接続		福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバーの追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 システム 3 国民健康保険事務処理標準システム（給付システム） ③他システムとの接続		福祉保健総合システム、中間サーバーの追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 システム 4 国民健康保険事務処理標準システム（保険料（税）収納システム） ③他システムとの接続		中間サーバーの追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		本人又は本人の代理人の追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 国保収滞納ファイル（国民健康保険事務処理標準システム） 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		紙及び情報提供ネットワークシステムの追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		預貯金等照会システム 全文追加	事前	